

社会福祉法人 なぜの木会

評議員・役員・委員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なぜの木会（以下「本会」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償と評議員選任・解任委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 委員とは、定款第6条第1項、第2項の評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）に属する者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

- 2 役員のうち、本会の給与・退職金規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。
- 3 理事長の報酬は月額とし、当月分を1日に、別表2に基づき支給する。ただし、当日が休日にあたるときは翌営業日に支払う。
- 4 理事長以外の役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する役員には、支給しない。
- 5 委員の報酬は日額とし、委員会への出席の都度、別表4に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する委員及び本会の給与・退職金規程に基づき給与の支給を受ける委員には支給しない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、役員及び委員に支給する報酬等の年間総額は、定款第21条の規定に基づき、理事、監事及び委員それぞれについて、評議員会の決議によって定めた額の範囲内とする。

(報酬支払方法)

第4条 前条各項に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第3号による評議員、役員、委員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(付則)

この規程は、2006年 4月 1日より適用する。

この規程は、2008年 7月22日から施行する。(2008年 7月22日一部改正)

この規程は、2009年 4月 1日から施行する。(2009年 3月17日一部改正)

この規程は、2011年12月 1日から施行する。(2011年10月18日一部改正)

この規程は、2013年 5月25日から施行する。(2013年 5月25日一部改正)

この規程は、2015年 4月 1日から施行する。(2015年 3月14日一部改正)

この規程は、2017年 6月27日より施行する。

この規程は、2023年 3月24日より施行する。

この規程は、2026年 4月 1日より施行する。(2026年 3月23日一部改正)

別表1 評議員の報酬

報酬日額 (1人当たり)
5,000 円

別表2 理事長の報酬

報酬月額
120,000 円

別表3 理事長以外の役員等の報酬

役 職	報酬日額 (1人当たり)
理事(理事長以外)	5,000 円
監 事	5,000 円

別表4 評議員選任・解任委員の報酬

報酬日額 (1人当たり)
5,000 円